

規 約

会 館 規 定

平成24年5月13日

溝口第二町会



溝口第二町会 会館運営規定

第一章 名称及び目的

第1条 名称は、溝口第二町会会館と称す

第2条 会館は、町会運営に関わる集会施設として、会員相互の親睦をはかり安心安全の街づくりに貢献し、もしもの時の災害時には連絡拠点とする
但し、政治、宗教、営利を目的とする集会は使用を認めない

第二章 役員

第3条 会館の運営を遂行するために、次の委員を置く

会館運営委員長	1名	町会長兼任
副委員長	3名	副会長兼任
会計	1名	会計長兼任
委員	若干名	各部長兼任

委員の任期は4月1日から2ヵ年とし再任を妨げない

第三章 会館使用

第3条 会館を使用する場合は、所定の用紙に使用の目的、日時、人員、責任者の住所、氏名、電話等を記入して委員長の承認を受ける
但し、緊急の場合は、委員長の了承を得れば使用できる

第4条 会館の使用時間及び使用料金は次の通りとする

時間	9時～12時	13時～17時	18時～21時
使用料（円）	2,000	2,000	2,000

第二町会会員が構成する会が地域活動のために使用する場合は使用料を必要としない。但し、町会員以外の利用人員が半数以上の時は使用料を必要とする

第5条 その他会館使用についての諸規則は別紙参照する